

建設職人基本法に基づく 山口県計画の概要とその 取り組み状況について

山口県土木建築部監理課



- 1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律（通称：建設職人基本法）について
- 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画（以下「県計画」という。）について
- 3 県計画を推進するための実施内容について

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

施行：平成29年3月16日

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年12月16日法律第111号）の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

<目的、基本理念>

目的、基本理念

<目的>（第1条関係）

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<国等の責務、法制上の措置等>

国等の責務、法制上の措置等

<国等の責務>（第4条から第6条まで関係）

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

<法制上の措置等>（第7条関係）

- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

<基本計画等、基本的施策>

基本計画等（第8条・第9条関係）

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

基本的施策（第10条から第14条まで関係）

①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

<推進会議の設置>

建設工事従事者安全健康確保推進会議（第15条関係）

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

【目的】 第 1 条関係

- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する

【基本理念】 第 3 条関係

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

【国等の責務】 第4条から第6条関係

- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

【基本計画等】 第8条・第9条関係

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 政府は、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があるときには、これを変更しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

1. 当初の基本計画は、平成29年6月に閣議決定
2. 建設職人基本法では、「少なくとも5年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と規定
3. 法律の規定に基づき、令和5年6月に計画変更に係る閣議決定
4. 変更の概要（追加事項）

健康確保対策の強化（熱中症対策等）

人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善

基本計画変更の趣旨

1 基本計画策定後の状況変化への対応

基本計画が策定された平成29年からこれまでの間の、以下のような建設工事従事者に係る状況変化等を踏まえ、基本計画の変更を行った。

- 気候変動の影響、石綿を用いた建築物の解体工事の増加、新興・再興感染症の発生・拡大等
- 女性、外国人労働者、高年齢労働者等人材の多様化
- 新・担い手3法(※)、労働基準法を踏まえた働き方改革、処遇改善等
- インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が危険作業等の減少や建設現場の環境改善に寄与することへの期待

※「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)」をいう。

2 基本計画に基づく施策の推進成果の反映

- 「建設業における墜落・転落災害防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」
(令和4年10月 厚生労働省実務者会合)
- 「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」
(令和4年6月 国土交通省実務者検討会)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂(令和4年4月 国土交通省)

基本計画変更の概要

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約350名もの尊い命が亡くなっていることを重く受け止め、災害撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進するとともに周知等が必要である。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、若手をはじめとした入職の促進等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - (1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
 - (2) 安全及び健康に配慮した工期の設定
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - (3) 特別加入制度への加入促進等の徹底
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
 - (1) 建設業者等による自主的な取組の促進
 - (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
5. 安全及び健康に関する意識の啓発
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入の徹底
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - (3) 「働き方改革」の推進
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
 - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等
 - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
3. 健康確保対策の強化
 - (1) 熱中症、騒音障害防止対策
 - (2) 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
 - (3) 新興・再興感染症への対応
4. 人材の多様化に対応した建設現場の安全確保、職場環境の改善
 - (1) 女性の活躍促進
 - (2) 増加する外国人労働者の労働災害への対応
 - (3) 高齢労働者の安全及び健康の確保
4. 基本計画の推進体制
 - (1) 関係者における連携、協力体制の強化
 - (2) 調査・研究の充実
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

主な変更内容

1 安全衛生経費に関する記載の充実

(新旧p5・6 第2 1. (1))

- 安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳明示するための標準見積書の作成・普及
- 発注者、建設業者及び国民一般に対する安全衛生経費の戦略的広報の実施

2 一人親方に関する記載の充実

(新旧p7・8 第2 3. (3))

- 一人親方との取引の適正化等の周知

3 建設工事の現場の安全性の点検等に関する記載の充実

(新旧p9・10 第2 4. (2))

- 建設機械施工の自動化・遠隔化やロボットの活用等インフラ分野のDXにおいて、安全な工法等の研究開発・普及

4 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上に関する記載の充実

(新旧p12・13 第3 1. (3))

- 新・担い手3法や労働基準法を踏まえた「働き方改革」の推進、処遇の改善、インフラ分野のDXの推進
- 職業訓練の実施による事業主への支援等

5 墜落・転落災害の防止対策の充実強化に関する記載の充実

(新旧p13・14 第3 2. (2))

- 屋根・屋上等の端、低所(はしご・脚立)からの墜落・転落災害防止対策のためのマニュアルの作成・普及
- 足場点検の確実な実施のための措置の充実、一側足場の使用範囲の明確化
- 足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化

6 健康確保対策の強化に関する記載の追記

(新旧p14・15 第3 3. (1)(2)(3))

- 熱中症、騒音による健康障害防止対策
- 解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等
- 新興・再興感染症への対応

7 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境改善に関する記載の追記

(新旧p15 第3 4. (1)(2)(3))

- 女性の活躍促進のための取組
- 増加する外国人労働者の労働災害への対応方法等
- 高年齢労働者の安全と健康の確保につながる取組

その他

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組の項目を削除
- その他、状況変化等を踏まえた変更

○ 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2. 一人親方等への対処の必要性
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

○ 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 建設業者及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

- 県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
 - 2. 責任体制の明確化
 - 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
 - 4. 建設工事の現場の安全性点検等
 - 5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

やまぐち建設産業 働き方改革 セミナー

人が集まり、続く現場へ。 これからの建設業のカタチ

地方建設業が直面する人材課題に向き合い、
「考え方」と「体制づくり」の両面から未来を描く

地方建設業では、人手不足や業務の属人化により、技術者に負担が偏りがち。
セミナーでは、チームで現場を支え、無理なく働く現場をつくるための体制づくりと、
建設産業の価値や人材の捉え方について考えます。

2026
6/30 (火)
13:30~16:30
(13:00受付開始)

会場 山口グランドホテル2F「孔雀」
山口市小郡黄金町1-1 (JR 新山口駅 新幹線口より徒歩1分)
対象 県内に事業所のある建設企業の経営者等
※経営層・管理職・現場リーダー・人事担当者など、幅広い方々にご参加いただけます。
「キーマン」となりそうな方とご一緒にの参加もオススメです！
定員 100名 (先着順) ※複数名でお申し込みいただけます。

参加
無料

プログラム トークイベント

1 選ばれる建設企業になるための 『働き方改革』

～「〇〇疲れ」時代に、
人を呼べる企業を留めるアップデート～

- ① 人が来ない理由 —— 地方建設業がアップデートすべき価値観
- ② 「選ばれる」「選ばれない」の分岐点
- ③ 「〇〇疲れ」時代の処方箋
- ④ 制度・効率ではなく安心・信頼としての「働き方改革」
- ⑤ 人がつながる3法則 —— 平成型が見落とす令和の重要点

【登壇者】株式会社 新報新聞社
事業部長/編集長 酒井 真一 氏



【プロフィール】
信州大学文学部卒業。「地域の基盤を支える建設業を伝える仕事」に惹かれて、建設専門紙・新報新聞社に入社し、日本全国や海外で建設に関わる仕事を取次、編集長のほか、長野県建設業協会とコラボした入職企業のプロデュースや、全国建設青年会議所の発足・企画制作、地方建設局研究発表会での講演、各地の一般向け建設体験イベントのプロデュースなどを行っている。ポリシーは「地域を支え、命を守っている地域建設業の魅力を最大限に伝えていくこと」。

プログラム

2 チームで支える現場 マネジメントのあり方

ー 建設ディレクターの役割と実践 ー

人材不足が深刻化する中、技術者がコア業務に集中できる体制づくりに向け、建設ディレクターという新たな職種についてご紹介いたします。
また、人材発掘の取り組みや専門工事業者における導入事例について、県内企業の事例発表を予定しています。

【登壇者】一般社団法人 建設ディレクター協会
理事 田辺 直子 氏



建設ディレクター育成講座や事例紹介はコチラ▶

気になるけど、自社に合うか迷っている企業様へ 建設ディレクター個別相談会 事前予約制

人材確保や社内での役割分担、導入までの進め方などに不安があり、建設ディレクターの導入を迷っている企業様向けの個別相談会です。
セミナー終了後、一般社団法人 建設ディレクター協会が、導入前の疑問やちょっとした不安に、1社ずつお応えします！

※ セミナー申込時にあわせて事前予約が必要です。

やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト
「やまぐちNav」でも、
さまざまな情報をご確認いただけます！
★掲載企業も随時募集中★



申込

右記二次元コードからお申し込みください。
<https://forms.gle/9C1ERYECXZ5aBPQGA> (Googleフォーム)

申込期限：6月26日 (金)

技術者の負担軽減と新たな職域による人材確保に！参加企業募集

現場とバックオフィスの 業務連携に向けた仕組みづくり

対象企業 ・建設ディレクター育成講座を既に受講している企業
・建設ディレクター育成講座の受講を予定している企業

技術者と建設ディレクターの円滑な業務連携に向け、導入企業の取組を支援する研修会を開催



参加
無料

1 やまぐち建設産業働き方改革セミナー 100名

日時：6月30日 (火) 13時半～16時半 場所：山口グランドホテル2F 孔雀
対象者：経営者、管理職、人事担当者
主な内容：建設ディレクター概要説明、導入企業による登壇

建設ディレクター育成講座受講企業、もしくは受講を予定している企業が業務連携研修会の参加対象となります。
※講座申込は本事業期間内に限る

2 業務連携研修会 全4回 20社

- 第1回 【業務連携実現に必要な体制と環境、技術者業務の洗い出し】
日時：8月18日 (火) 13時半～16時半 場所：KDDI維新ホール会議室201
対象者：経営者、技術者(現場代理人等)、建設ディレクター(受講予定者含む)
- 第2回 【技術者が身につけたいコーチングの基礎知識と実践】
日時：9月2日 (水) 13時半～16時半 場所：オンライン
対象者：技術者(現場代理人等)
- 第3回 【目標決定と実施計画策定】
日時：9月15日 (火) 13時半～16時半 場所：KDDI維新ホール会議室205
対象者：経営者、技術者(現場代理人等)、建設ディレクター(受講予定者含む)
- 第4回 【進捗報告・相談会、県内建設ディレクター導入企業における交流会】
日時：12月15日 (火) 13時半～16時半 場所：山口グランドホテル3F 末広
対象者：経営者、技術者(現場代理人等)、建設ディレクター(受講予定者含む)

研修会には、固定のプロジェクトメンバー(経営者・技術者・建設ディレクター)での参加が必要です。
※技術者・建設ディレクターは各2名まで

研修会申込フォームはこちら
【申込期限】7月31日 (金) 12:00



建設ディレクターについて
「建設ディレクター協会」ホームページ



お問い合わせ

主催：山口県

山口しごとセンター

山口市小郡南1丁目1番1号 KDDI維新ホール3F

TEL 083-976-1145 (担当：井上、松山)
E-mail dobokukenchiku@joby.jp



【お問い合わせ】一般社団法人建設ディレクター協会
〒602-8019 京都市上京区室町通下長者町下る近衛町33



建設業界で活躍する女性
けんせつ小町に会おう!
工事現場見学
と座談会 2026
8.27 (木) 雨天 決行
10:00~15:00

参加
無料

送迎バス
あり



対 象 女子高校生・高専生等、
その保護者、女性求職者

定 員 50名程度 (先着順)

申込期限 8月14日 (金)



過去の様子

▼お申し込みはコチラ！



二次元コードを読み取り、
申込フォームに必要事項を
ご入力ください。

当日のスケジュール (予定)

7:50 JR新山口駅 出発 

8:40 JR徳山駅 出発

10:00

am 工事現場見学
@岩国・大竹道路改良工事現場
シンフォニア岩国で
 ランチタイム

pm けんせつ小町と座談会

15:00

16:10 JR徳山駅 到着

17:10 JR新山口駅 到着

●送迎バス乗車場所 (希望する交通手段)
・JR新山口駅 ・JR徳山駅
・その他の停留所 ・現地集合

- 工事現場を見学しますので、動きやすく、汚れても良い服装・靴でご参加ください。
- イベントの様子を撮影し、後日県のホームページやSNS等に掲載する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- 雨天決行ですが、荒天の場合は中止となる場合があります。

問い合わせ 山口しごとセンター TEL 083-976-1145 (担当:井上・松山)
MAIL dobokukenchiku@joby.jp

主催/山口県 共催/国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所、(一社)山口県建設業協会、後援/山口県教育委員会、山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会



やま建 Navi

やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト

建設産業の魅力を発見しよう!

やま建Navi(やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト)は、中高生や大学生をはじめとする若者の皆さんに、もっと建設産業について知ってもらうために山口県が開設する情報発信サイトです。私たちが暮らしている街の道路や橋、家や学校、病院などの建物は、様々な業種から成り立つ建設産業の皆さんが造っています。建設産業に興味がある方も無い方も、新たな発見が見つかるサイトです。また、働き方改革の事例紹介や各種支援・助成制度のご案内、イベントのお知らせなど、建設企業・団体の皆さんに向けた情報発信もしています。ぜひアクセスしてみてください。

アクセスはこちらから!

やま建Navi



やま建 Navi 9つのオススメコンテンツ!

01

建設産業を知ろう

そもそも建設産業って何?どんな仕事をしているの?など知っているようで知らない建設産業をイチから学ぶことができます。



06

建設の魅力動画を知ろう

ポータルサイトでは、様々な動画コンテンツを公開中!写真では伝わりづらい建設産業の魅力を、動画を通じて知ってください。



02

企業を知ろう

山口県の建設産業で活躍する地元企業を紹介します。あなたの身近にも多くの建設企業があるはず。どんな仕事をしているのか調べてみよう。



07

特集記事コーナー

特集記事コーナーでは、建設産業の最新トピックスやトレンドなどを定期的に紹介します。



03

先輩インタビュー

山口県の建設産業で活躍する若手社員の写真へ、仕事のやりがいや将来の目標などを聞いてみました。ぜひ参考にしてください。



08

キャリアパスを学ぶ

建設産業のさまざまな職種のキャリアパスを紹介しています。仕事を覚えて1人前になるまでの期間や必要な資格などを併列で紹介することができます。



04

学校紹介

将来建設産業で活躍するために必要な資格や知識を習得できる山口県内の学校(高校・高等・大学・職業訓練校)を紹介します。



09

建設産業の働き方改革

建設産業の業界全体や各企業が取り組んでいる働き方改革の事例紹介や県内の支援策の紹介などこれからの建設業界の働く環境について知ることができます。



05

インターンシップ・職場体験情報

実際に建設の現場や企業の様子を体験してみたい方のために、県内企業で実施されているインターンシップや職場体験情報を紹介しています。



その他にも
これから様々な
コンテンツを用意する
予定です!!



アクセスはこちらから!

<https://yamaguchi-kensetsu-portal.com/>

やま建Navi



企画運営

山口県地域を支える建設産業担い手
確保・育成協議会(事務局:山口県土木建築部監理課)

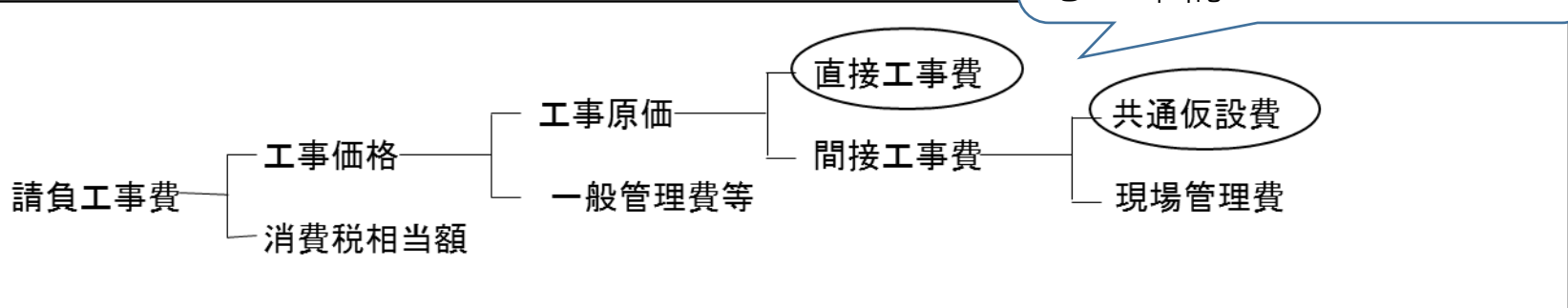
〒753-8501 山口県山口市浦町1番1号 TEL 083-933-3629
Mail kensetsugyou@pref.yamaguchi.lg.jp

- 講習会の開催
 - ・ 毎年 1 回開催
- 安全衛生経費の確認調査
 - ・ 立入検査と同時実施
 - ・ 各社の安全に向けた取組を聞取り
- 普及啓発
 - ・ チラシの作成・配付
- 県発注工事での熱中症対策
 - ・ 積算基準
 - ・ 山口県土木工事共通仕様書

- 建設業取引適正化推進期間において実施。
- 県発注工事について設計図書の積算と実際の下請等契約状況を比較

積算の体系

一般的に安全衛生経費が積算されている項目を中心に確認



設計図書

名称	摘要	数量	単位	単価	金額
仮囲い	H= 2 m	6 0 0	m		
仮設鉄板敷	設置費、基本料	3 6 0	m ²		

設計図書の確認

河川改修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 足場・支保工	7 5 7 千円	1, 2 4 0 千円	下請
共通仮設費 交通誘導警備員	1 3, 5 5 0 円／ 人・日	1 6, 0 0 0 円／ 人・日	下請（警備会社委託）

設計図書の確認

解体工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 杵組本足場	2, 2 8 4 千円 (2, 2 5 7 円× 1 0 1 2 m ²)	1, 0 3 8 千円 (9 5 0 円× 1 0 1 2 m ²)	下請
直接工事費 防音シート	1, 4 0 9 千円 (1, 1 7 7 円× 1 1 9 7 m ²)	5 1 7 千円 (4 0 0 円× 1 1 9 7 m ²)	下請
共通仮設費 交通誘導警備員	6 9 3 千円 (1 1, 5 5 6 円 × 6 0 人)	9 7 2 千円 (1 6, 2 0 0 円× 6 0 人)	下請 (警備会社委託)

設計図書の確認

橋梁補修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 仮設工	1 3, 7 2 6 千円	約 1 8, 0 0 0 千円	下請

港湾改修工事

項目	設計書上の金額	実際の契約額等	直営下請の別
直接工事費 交通誘導警備員	1, 9 6 1 千円	約 3, 0 0 0 千円	下請（警備会社委託）

○各社の取組

K Y（危険予知活動）など各社共通の取組に加え

- I S O 4 5 0 0 1 の取得
- 現場事務所以外に、作業員用事務所（休憩所）を設置することで熱中症対策を実施
- 工事部門以外の視点でのパトロールを実施
- 安全に関する専門部署によるパトロール及びその結果の現場へのフィードバック
- 協力会社（下請）を含めた安全対策学習会
等各社で特徴ある取組を実施

ご清聴
ありがとうございました

